

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	大阪港湾局 施設管理部 施設課 (緑地管理) (06-6572-4050)
処分担当名	同上
処分の名称	海浜施設における特別の設備の設置許可
概要	海浜施設に競技会、展示会その他これらに類する催しのため工作物その他の物件又は施設を設けようとするときは、市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市海浜施設条例 (昭和55年4月1日条例第27号) 第5条の2 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎次に掲げる要件を満たすことが必要です。 (1) 施設の使用の許可を得ていること (2) 特別の設備の種類及び目的が、競技会、展示会その他これらに類する催しに必要不可欠のものであること (3) 設置作業が、市長が禁止している工作・工事方法ではないこと (4) 本体の施設を損傷しないこと ○「損傷」とは、物理的に物を破壊することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 (5) 設備の設置期間が他の利用者の利用を阻害しないこと (6) 使用後直ちに撤去し、原状に復することのできるものであること
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	大阪港湾局 施設管理部 施設課 (緑地管理)
提出時期	随時
提出方法	上記の提出先までご相談ください。
手数料	なし
相談窓口	大阪港湾局 施設管理部 施設課 (緑地管理)
ホームページ	
備考	